

令和4年度 蓄電池を活用した地産地消型再エネ導入支援事業補助金募集要領
【2次募集】

第1 趣旨

本補助事業は、蓄電池と再生可能エネルギー発電設備を併用することで、再生可能エネルギー発電設備によって発電された電力を地産地消するために行う先進的な取組に対して、設備の導入に要する経費を補助し、その導入を促進しようとするものです。

第2 事業内容

蓄電池と再生可能エネルギー発電設備を併用した先進的な取組を行うために必要となる以下の設備導入経費に対して補助を行います。

- 1 蓄電池と再生可能エネルギー発電設備の同時導入
- 2 既存の再生可能エネルギー発電設備に蓄電池を追加導入

3 先進的な取組例

事業名	内容
マイクログリッド構築	蓄電池と太陽光発電設備を導入し、特定のエリアでマイクログリッドを構築し、系統で停電が発生した場合にはエリア内の電力供給を蓄電池と太陽光発電設備で賄う取組。
PPAモデルによる電力供給	PPAモデルにより、蓄電池と太陽光発電設備を導入し、蓄電池を併用することで発電電力の利用率を高める取組。
自己託送による電力供給	蓄電池と太陽光発電設備を導入し、自己託送による電力供給を行い、インバランス料金の発生を蓄電池の調整機能で抑える取組。
再エネ電源による特定エリアのオフグリッド化	公園や事業所等の特定エリアについて、常時、蓄電池と再エネ電源のみで電力供給を行い系統から独立させる取組（オフグリッド化）。

第3 応募団体の要件

以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。

- (3) 補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること（複数の団体による共同事業の場合は、共同事業者も確認すること。）。
- (4) 県税を滞納していない者
- (5) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22号）第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。

※ 複数の団体による共同事業について

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。

また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、県が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 共同で補助事業を実施するすべての者が、各事業の補助金の応募を申請できる者に該当すること。
- ② 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

第4 補助対象経費の範囲

別表第1に掲げる補助対象設備のうち、本体及びその付属品（取り外しても基本的な機能が損なわれないものは補助対象外）

- 1 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。
 - (1) 補助金の交付決定前に支出される経費
 - (2) 工事費、運搬費
 - (3) 設計費
 - (4) 土地や建物の取得や賃貸に要する費用
 - (5) 付属品のうち、取り外しても基本的な機能が損なわれないもの
 - (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費
- 2 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠とな

る資料を提出してください。

第5 補助率および補助金額

補助率および補助金額は次のとおりとします

補助率	補助金額	備考
1 / 2 以内	<ul style="list-style-type: none">補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。1 事業あたりの補助上限額は 25,000 千円とします。	<ul style="list-style-type: none">所要額については、千円単位で計上することとします。補助金額については、補助対象経費等の精査及び事業主体となり得る候補者数により減額することがあります。

第6 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和5年2月28日（火）までとします。

第7 予算額

50,000千円

第8 応募申請書類の作成及び提出

1 提出すべき申請書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 実施設計書，位置図，配置図，平面図，立面図等
- (4) 見積書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限，提出方法，提出先，提出部数については，次のとおりとします。

- (1) 提出期限：令和4年10月31日（月）必着
- (2) 提出先：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課エネルギー高度化係
- (3) 提出部数：1部，電子データ

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載，不備等がある場合は，審査対象となりませんので，本要領等を熟読の上，注意して作成してください。
- (3) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は，応募者の負担とします。
- (4) 紙での申請書類の提出は，原則として郵送又は宅配便とし，やむを得ない場合には持参も可とします。
- (5) 申請書類を郵送する場合は，簡易書留等，配達されたことが証明できる方法により行ってください。また，提出期限前に余裕を持って投函するなど，必ず

提出期限までに到着するようにしてください。

(6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので御了承ください。

(7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

第9 補助金交付候補者の選定

1 選定方法

提出された申請書類については、鹿児島県（以下「県」といいます。）において書類確認等を行った後、県が審査を行い、事業主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

なお、選定に当たっては、外部有識者に意見を徴する場合や、現地調査をさせていただく場合があります。

2 選定結果の通知

選定結果については、速やかにすべての応募者に対して通知する予定です。

なお、選定された補助金交付候補者は、別途、必要な申請手続きを経て、正式に決定されることとなります。

また、補助金交付候補者の選定に関わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

3 事務・事業の予定スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	...	1月	2月	3月
①公募			←→						
②ヒアリング・調査					↔				
③内示					●				
④交付申請受付					↔				
⑤交付決定					●				
⑥事業実施						←→			
⑦実績報告、検査・支払									←→

第10 事業実施に必要な手続き等

事業主体は、鹿児島県補助金等交付規則、要綱及び令和4年度蓄電池を活用した地産地消型再エネ導入支援事業補助金募集要領（以下「実施要領」といいます。）に基づき事業を進めることとします。

第11 事業主体の責務等

事業主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業主体は、事業全体の進行管理等、事業実施の全般についての責任を負って

いただきます。

特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業主体は、鹿児島県補助金等交付規則、要綱及び実施要領に基づき、適正に執行すること。

(2) 事業主体は、補助金の経理を、各事業主体が経理能力を有すると認める者（学生は除きます。）に経理を行わせ適正な執行に努めること。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠権登録を受ける権利、著作権及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業主体から受託する団体にあっても同様です。

(1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく県に報告すること。

(2) 県が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を県に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、県が特許権等の活用を促進するために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、県以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に県と協議して承諾を得ること。

4 事業成果等の報告

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。

また、県は、あらかじめ事業主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであることを必ず明記し、発表した資料等については県に提出してください。

【提出すべき申請書類】

- (1) 収支精算書（別記第 3 号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第 8 号様式）
- (3) 事業の実施状況がわかる資料
 - ・ 現況写真（設置場所および導入設備の状況が確認できるもの）
 - ・ （余剰電力を売電している場合、）「余剰配線」であることがわかるもの（受給契約確認書等）
- (4) 支出証拠書類の写し
 - ・ 発注書，契約書またはそれに類するもの
 - ・ 注文請書及び領収書の写し
 - ・ 保証書の写し
 - ・ オンサイト PPA またはファイナンスリース契約において，補助金相当額がサービス料金，リース料金の低減等により需要家に還元，控除されていることが分かる書類（貸与料金もしくは売電単価が分かる書類，またその積算根拠となる証拠を提出すること。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

5 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については，事業の実施期間にかかわらず，第三者への漏洩を固く禁じます。

附 則

この要領は，令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

この要領は，令和 4 年 8 月 25 日から施行する。